

平成30年度川口市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	284,800 戸
(2) 年間総給水量	64,355,000 m ³
(3) 一日平均給水量	176,300 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	4,120,883 千円
イ 施設整備事業	356,187 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	12,208,994 千円
第1項 営業収益	11,946,115 千円
第2項 営業外収益	262,878 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 事業費	11,866,818 千円
第1項 営業費用	11,167,627 千円
第2項 営業外費用	661,723 千円
第3項 特別損失	7,468 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,679,702 千円は減債積立金 760,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,587,515 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 332,187 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	1,911,480 千円
第 1 項	企 業 債	1,650,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	22 千円
第 3 項	受託工事収入	134,465 千円
第 4 項	負 担 金	49,012 千円
第 5 項	補 助 金	77,981 千円

支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	6,591,182 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	4,936,490 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,654,692 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄配水場配水池耐震補強事業	220,693 千円	平成30年度	96,953 千円
				平成31年度	123,740 千円
		浄配水場自家発電装置更新事業	379,999 千円	平成30年度	100,000 千円
				平成31年度	279,999 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄配水場運転管理等業務委託	平成31年度から平成33年度まで	585,859 千円

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	1,650,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 受託工事費	157,440 千円
(2) 収益的支出の職員給与費	820,969 千円
(3) 資本的支出の職員給与費	183,858 千円
(4) 交際費	300 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、131,125 千円と定める。

平成30年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫